





第21回 松山ブランド新製品コンテスト

~松山商工会議所は会員企業の"ものづくり"を応援します!~

【エントリーのご案内】





〈令和6年度受賞製品〉

応募期間

2025年7月28日(月) ▶ 9月19日金)

応募方法

裏面の応募用紙に必要事項をご記入の上、お申し込み下さい。

受賞製品の販路開拓、サポート



マスコミへのPR



展示販売会の 出展支援



首都圏ならびに海外での 商談会による販路開拓支援

受賞者の声

受賞後、商品を 売場の一等地に 置いてもらえるようになり、 売上がUPしました! 初めての首都圏の 商談会で、現地の バイヤーと商談ができ、 商品取扱いが 決まりました! 表彰式への参加や、 イベントへの出展で、 商品や店の名前を 多くの人に知って もらえました! 過去受賞企業は



FAX 089-947-3126

1. 応募対象

- ① 応募対象は、加工食品、工業機械、メカトロニクス、ソフトウェア、コンテンツ、 アイデア製品等とする。
- ② 有料で販売されており、販売開始から、原則3年以内の製品(募集締め 切りまでに販売を開始していること)であること。 (アイデアの変更によるリメイク等も対象可とするが、類似性のあるものは 対象としない)
- ③ 市場に流通できる製品であること。
- ④ 松山地域の資源(素材、技術、人材等)を活用したものであること。
- ⑤ 独自の技術・アイデア・発想等により開発されたものであり、商品価値が 高く、今後、需要の拡大が期待できる製品であること。
 - ※その製品の製造に関して法令等を遵守していること。
 - ※これまでに他のコンテスト等で受賞歴のある製品は対象外(総理大臣賞等)。

2. 応募資格

- ① 資本金3億円以下もしくは従業員300人以下の松山商工会議所会員 事業所。(中小企業者)
- ② 所得税・法人税・事業税・市県民税等について、納期の到来している税金 を完納している企業。
- ③ 反社会的勢力ではない、または関与していない企業であること。
- ④ 応募もしくは受賞後に当会議所や種々団体の展示・販売会、商談会へ 積極的に出展並びに参加し、販路拡大に意欲のある企業であること。
- ⑤ 応募もしくは受賞後に当該製品並びに貴社の現状について、アンケー 調査等を依頼した際にご協力をいただけること。
- ⑥ 受賞後、当該製品に「NEXT ONE | ロゴマークを使用すること。

3. 応募方法

当応募用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて申請してください。 必要書類(申請書等)は、当会議所より別途ご案内いたします。

■応募期間 2025年7月28日(月)~9月19日(金)

4.審査基準

○「松山ブランド」として地元だけでなく、国内外に発信できる製品を

※申請者よりパワーポイントや写真・映像等によるプレゼンテーション(約10分)を行っていただきます。

加工食品

プレゼン開催日 2025年10月10日(金)

【審査項目】

①味覚・加工 ②デザイン性 ③独自性(オリジナル性) ④市場発展性など ⑤プレゼンテーション

工業機械、メカトロニクス、ソフトウェア、コンテンツ、アイデア製品等

プレゼン開催日 2025年10月28日(火)

①機能・性能 ②デザイン性 ③独創性 ④市場発展性など ⑤プレゼンテーション

5.表彰

応募製品の中から、下記の各賞を表彰します。

◎金賞	愛媛県知事賞	…2点まで
◎金賞	松山市長賞	2点まで
◎金賞	松山商工会議所会頭賞	2点まで
◎優秀賞数点程度		

- ○その他審査員会の議により、必要と判断された賞
- ※審査結果の通知並びに表彰式のご案内については、追ってご連絡します。

6.受賞製品のPR·支援

受賞製品の認知度向上や、売上拡大のための販路開拓(専門家による 指導、首都圏などでの展示販売)などの支援が受けられます。

◆受賞製品の認知度向上·PR

- ①表彰楯、受賞証明書の交付
- ②「NEXT ONE」ロゴマークの使用
- ③マスコミへのPR支援
- ④紹介パンフレットおよびパネルの作成
- ⑤当会議所ホームページ上で の紹介
- ⑥当会議所主催事業(会員大 会等)での展示紹介

◆受賞製品の販路開拓支援

- ①表彰式及び展示会の実施(1日間)
- ②当会議所主催の展示販売会の出展支援
- ③首都圏ならびに地元小売店等での受賞製品の展示販売
- ④愛媛県が認定する「スゴ技」、「すご味」等へ登録申請する際の推薦書の交付 ※愛媛県から掲載企業の募集があったときにご案内します。
- ※内容によって推薦できない場合もございますのでご了承ください。
- ⑤その他展示会等の情報提供

令和6年度参加実績…まつやま農林水産まつり、東京ビジネスチャンスEXPO、香川・愛媛せとうち 旬彩館、スーパーマーケット・トレードショー、韓国商談会 等

7.表彰の取り消し

表彰を受けたものが、所定の条項に該当すると認められた場合は、表彰を 取り消すことがあります。

お問い合わせ・申し込み先

松山商工会議所 **産業振興部 企業振興課**

〒790-0067 松山市大手町2丁目5-7 TEL 089-941-4111 FAX 089-947-3126

由込フォ

事業所名	製品名
所在地	(〒 -)
TEL	FAX
担当者名	部署•役職名
E-mail	